

第3回松阪市障がい児療育施設整備検討委員会 議事録

日 時：平成25年9月26日（木）午後1時30分～午後3時50分

場 所：松阪市役所 5階正庁 大会議室

出席委員：上田美菜、大西佐代子、岡山千香子、落合泰子、亀井美香、河原洋紀、
酒徳和夫、佐藤祐司、世古佳清、瀬田正子、竹林文平、谷口理恵、堤 康雄
中川義文、八田久子、深川誠子、安田尚樹、加藤義明、小阪久実子、
森本義次、山路 茂

欠席委員：伊藤義信、竹内房生、中沢 薫、中村麻貴、二井英二、平井 香、中田雅喜
事務局：中島秀雄、中田順也、世古元志、永田まち子、上阪伸子、丸口典子

水本恵美、梶 辰輔、南野忠夫、西嶋秀喜、青木覚司

オブザーバー：療育センター機能訓練士 倉田信也

傍聴者：2名

《事項》

1. 検討事項

(1) 第2回検討委員会の検討事項の確定について

①新療育施設の役割・位置づけについて

②新療育施設の事業メニュー・人員配置について

(2) 新療育施設の規模・設備について

2. その他事項

(1) 第2回新療育施設を考える集い（市民意見聴取会）について

日時：平成25年10月27日（日）午後1時30分から

場所：松阪市産業振興センター3階研修ホール

内容：新療育施設の内容について

(2) 次回検討委員会の日程について

日時：平成25年10月17日（木）午後1時30分から

場所：松阪市橋西地区市民センター 大会議室

《内容》

【事務局】

定刻になりましたので、ただ今より、第3回松阪市障がい児療育施設整備検討委員会を開催させていただきます。本日は、お忙しいところ、当委員会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。本日の進行を担当させていただきます家庭児童支援課の南野でございます。宜しくお願い致します。

まず、今回も資料が多いのでお手元の資料の確認をさせていただきます。まず、本日の委員会の事項書、次に資料1、続きまして資料2、そのあと資料3、そのあとその他事項の資料が2枚あります。本日の追加資料といたしまして、追加資料1、2、それから地図が一枚あります。よろしいでしょうか。

それでは、この委員会につきましては、公開の原則にのっとり行います。本日傍聴の

方がみえますので宜しくお願いします。それでは検討委員会規則の第6条第2項によりまして、委員会が成立していることをご報告させていただくとともに、第6条第1項の定めによりまして、委員長が議長となりますので、このあとよろしくお願い致します。佐藤先生、宜しくお願い致します。

【委員長】

皆さん、こんにちは、実は私、委員長を仰せつかりながらこの場におじゃまするのは初めてということで、やむを得ない事情があったとはいえ、肝心要の第1回目と2回目の会議を欠席しまして、大変ご迷惑をおかけしました。申し訳ございません。これまでに松阪市の障がい者計画であるとか、あるいは自立支援協議会における療育事業部会におきまして、いろいろお手伝いをさせていただいたという経緯もございまして、この場に座らせていただいております。この検討委員会、皆さんご案内のようにスケジュールが非常にタイトな中で、これから20年、30年に亘って、いろんな意味で要となる施設の建設計画を決めなくてはいけないということで、委員会スケジュールも非常にタイトになっていますし、そこでお考えいただき、かつ意思決定をしていただく内容も広範、多岐、また深くに亘っておりますので、どうぞ、今後とも、審議、議論のほうにご協力を下さいますようよろしくお願い致します。

では、座って失礼致します。これより事項書に従いまして議事を進めてまいりたいと思っておりますが、ご発言をなさる場合には、挙手をなさり、お名前をおっしゃっていただいた上で、ご発言をいただければと思います。では、最初2の検討事項(1)第2回検討委員会の検討事項の確定についてということで、前回、私おりませんでしたけれども、議事録のほうは拝見させていただいております。その中においていくつもの宿題と申しますか、検討課題、あるいは、情報提供の要請がなされておりましたので、その部分につきましてまずは、事務局のほうから説明をしていただきたいと思います。

では、事務局宜しくお願い致します。

【事務局】

それでは、第二回の検討委員会の検討事項の確定についての事項で、ご説明させていただきます。まずは、確定の事項に入ります前に、前回の検討委員会の中で宿題的な検討事項がございました。それに対する回答と言う形で、資料に沿ってご説明、ご回答をさせていただきたいと思います。

《資料1に沿って説明》

【委員長】

ありがとうございました。事務局の方から家庭児童支援課、学校支援課、こども未来課よりの回答、全部で8項目がありました。が、課題としてあがっていた項目について、漏れ等がないか、いかがでしょうか、前回、議長をお願いしておりました安田先生いかがでしょうか。

【副委員長】

漏れていないといえ、漏れていないのですが、実は、もう少し詳細なデータを求められていたと、つまり、今後、新療育センターができた際に、例えばいわゆる摂食指導等に関わる部分等で、訓練士の方の必要度を示すようなデータがあればというお話をさせて頂いた記憶はありませんか。ただ、なかなかお示し頂いた内容を見ても判断が難しいというものありますし、今現在、松阪あるいは近辺の市町で、どの程度必要な方が見えて、また、療育センターへ通っていただくということになると、在宅でかなり重症度の増してみえる方ですと通っていただくこともかなり難しい、病気の方の数をあたっていただくこともその判断がかなり難しいということもありますので、行政の方をこれ以上せめてもなという思いもしないではないのですが、そういう質問があったような気がするというのが一点あります。

前回、議長だったので何の質問も実はさせていただくことができなかったので、もっと基本的なところをお聞きしようと思って、この新療育センターですね、例えばハンディキャップのあるお子さんをお預かりして、療育をするというだけの施設としてお考えになってみえるのか、それ以上のいわゆるそれ以外に、何か包含するような今問題になっている小学校へ行っている子どもの心の相談のような部分を、そこで併せてやっていくような機能を考えられればというような質問を、実は、最初にこの委員に招聘されたときに思ったのはこのことなんです。実は今、学校に行けない子、なかなか行きづらい子が、かなり数みえて、その親御さんたちも、現在かなり苦勞をされてみえると思うのですが、皆さん僕のところにたまに話をしにきてくれるのですけれども、どこへ行ったらいいいのか結局よくわからない、僕も教育委員会のほうがその窓口ということは聞かせていただいているので、そういうお話をしたりとか、学校へ責任のある方、だいたい教頭先生が主にその窓口になっていただいているようですので、そのお話をさせていただいて帰って頂いているのですが、そういうような機能はお考えではないか、と言う点を実はお聞きをしたかった 私の勝手に1回目は途中で帰っておりますし、前は、議長ということでお聞きしておりませんでしたので、もしよろしければ、そのへんですね、法律に基づいた部分をつくっていくということなのか、松阪だけ独自のものをというふうにお考えなのか、ということに関して聞かせていただければありがたいかと、その2点、宜しく願い致します。

【委員長】

後ほどの新療育施設の規模、設備ということ、あるいは、今取り上げています、検討事項(1)②の事業メニューと人員配置というところで、もしかするとお話があるのかもしれませんが、今、副委員長からあったご指摘について、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

2点ほど確認ですね。一つ目が摂食指導等の訓練についての子どもの状況把握、二つ目が、障がいのある子ども達以外の子ども達の受け入れについてどうかということでしたと思います。

まず、一つ目について、摂食指導が必要な子ども達の把握というのは、子どもさんがお生まれになったら健康センターから保健師さんが必ずお伺いをすると思うのですが、そういう関わりの中を通じて、育ちサポート室の方に摂食指導の関係を含め相談が回ってくるかと思っています。そういう関係の中で把握をしていると思うのですが、最終的に私ども家庭

児童支援課のほうにも響いてくることとなります。そういう関係の中で把握をしていくことが現状でございます。この施設は、相談、訓練等が必要な方の施設をつくっていかうとするものですので、人員配置についても、確定案の中に入ってきますけれども、最低限の配置を前回の協議を前提に提案させていただいております。

二つ目の障がいのある子ども達以外でも、どうなのかなということだと思いますが、副委員長のご指摘のとおり、子育てにおいて心身の発達が気になるということになると、かなり親御さんの負担が心理的な負担が大きいのということもあり、状態によっては心理的な負担に加えて、介助負担が大きくなるのが理解できると思います。今度の施設整備についてもそのへんは、国が示している基準どおりにするというのではなくて、やはり松阪市の状況に合わせて、施設づくりというのが必要ではないかと基本的には思っています。ただ、現実には体制的には家庭児童支援課としては、いろいろな複合的な相談の一つとして、そういったことが見え隠れしてきたときには、関係機関に繋いでいくということで対応しています。そういう意味では、心のケアと含めた相談の窓口は、やはりつけるべきという考えのもとに、前回の委員会の中で申し上げましたが、市の単独事業としての相談支援事業というのがございますが、そこにそういった担い手をして考えています。

【委員長】

ありがとうございました。では、先ほどの事務局からの回答のありました内容について、他の委員の皆さん、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

前回、大所高所からお話をいただきました〇〇様、何かコメントをいただければと思いますが、どうですか。

【委員】

まず、訂正をお願いしたいところがございます。今日、お配り頂きました資料で、鈴鹿市のところの人数等の訂正等がありますので、児童指導員は1名です。言語訓練士は非常勤ではなく、常勤の嘱託職員です。その訂正をしていただきたいのと、私、前回のときに保健師さんはいらっしゃいますかと聞かせていただいて、保健師さんはいらっしゃいましたが、保健センターとの繋がりはどうですかということを、聞き忘れたのです。ここに載っている7つの療育センターの松阪を除いた6箇所では、全部保健センターと関係がございます。1歳半の健診でチェックされたお子さんが、療育センターへ入所してくる。3歳でチェックされたお子さんが療育センターを紹介されてくる。名張市の場合ですと5歳児健診がございますので、5歳でチェックされたお子さんは、家庭児童相談室ですとか、療育では間に合いませんので、次に繋いでいくというシステムをとっています。この中に保健センターの方がいらっしゃらないというのは、ちょっと何か意図があるのかな、意味があるのかなというふうに思っていて、必ずそこがもっと重要な役割をし、ここがキーポイントとなって子ども達をたくさん出してくるというか支援をしていくことになり、大切なことです。それともう一つは、支援されていくお子さんたちを、どうやって療育が受けていくかということですが、療育の中に、虐待とネグレクトが結構あります。これは、療育だけでは解決できませんので、家庭児童相談室ですとか教育研究所とか、鈴鹿市の場合は家庭児童相談室と教育研究所が一つになりましたので教育委員会なり、登校拒否、登園拒否の対応をしていらっしゃる教室等も他にもありますので、そこどうまく連携をして、先

ほど副委員長が言われたように、うまく繋いでいく機能が療育センターにないと、そういったお子さんが見過ごされていくというふうに思いますので、そこを確実に繋いでいただきたいというのと、76名くらいいらっしゃるという話でしたが、松阪市内に保育所がいくつかあって、児童数が1,000人以上はいらっしゃるのですよね。今日は、午前中に桑名市の療育センターの職員研修を行ってきたのですが、桑名の場合は1300人くらい子どもがいらっしゃるんだそうです。で、皆さんの認識の中で、その中に発達気になるお子さんが、どのくらいいるというふうに考えるのか、保育園の保育士さんは、ちよろちよろちよろちよろちと動いているからこの子は、普通でというふうに考える保育士さんが殆どなんです。その中に、ほんのちよろちよろちと動いている子どもさんがいるのと、活発に気になるお子さんが混同されてしまう。今、どれくらいいるかということを経済委員会で見ると7割前後くらいのお話が出てくるかと思っています。大体10%いないと思います。でも現実、保育園で観察をしていきますと大体13%前後です。小学校に行っても大体それくらいいると思います。発達気になる子、座ってられないお子さん、でも、どこかで直っていく、普通になっていくお子さんもたくさんいるのですけれども、おとしているお子さんが一割強いるんだなというふうに、保健センターも、家庭児童相談室もちょっとしつかりとみていただかないとそういうお子さんは多分、将来的に、鈴鹿でもそうですし、桑名でもそうですけれども、小学校において、学校崩壊が起こるとか、教職員の休職ですとかメンタル部分が負えないようです。そこもトータルで含めて、療育から育てていく、出していくというのがこれから創られるのでしたら、そこが大切なように思います。以上です。

【委員長】

ありがとうございました。今頂いたご意見というのは、ぜひ今後、答申内容を確定するさいに肝に銘じて取り組んでまいりたいというふうに思います。他に事務局からの回答について、ご意見、ご質問等はございませんが。

【委員】

2ページの4番の放課後デイサービス事業は、ここには保護者等の送迎によって利用できる児童というのがありますが、多分、送迎がなかったら利用する人がいないと思います。また、送迎が必要なことというのであれば、その中身がすごく充実していて、送迎しても連れて行きたいと思うような内容を含んでいないと、このところは難しいのではないかと思います。

【委員長】

ありがとうございました。他にご意見ございませんか。よろしいですか。
はい、どうぞ。

【委員】

先ほど言われたのと同じページなのですが、民間で4ヶ所放課後等デイサービスをやっている事業所があるということですが、その内容があまり良くなかったら、そこに影響しないような内容でしたら、本当に残念なことになると思うので、どちらかという民間がこれではだめだなど思っていたら、民間を引っぱっていきけるようなし

っかりとした内容にしてほしいと思います。

【委員長】

ありがとうございました。

【委員】

前回、医療との関係をお話させて頂きまして、それについて二井先生からもご発言をいただきましたが、今回の検討課題の中に医療との関係がぜんぜん盛り込まれていないので、もう少し医療の方が必要な方が、少ないのですが障がい児として、医療が必要な人が、どこにも行く場所がなくなっているのです。療育センターで医療ともっと密接に関わって頂きたいと思っているので、検討課題には載っていないので、そこを宜しくお願いします。

【委員長】

ありがとうございました。前回の宿題に対する回答が抜けているのではないかというご指摘ですが事務局どうでしょう。

【事務局】

医療関係の分野の問題ですけれども、実は、全く抜けているわけでもないのです。この後の確定案の中に、2ページ目の(2)に、意見として、重度肢体不自由児の受け入れを実現するために、医療分野との連携をしっかりとさせていただくようお願いしたい。というのをはめてあります。それと、今日の検討課題3の部分ですが、同じ確定案の5ページのところに、人員配置の部分で、前回の検討委員会にお示ししたものと比較いたしますと確定案では、ご意見により人員配置を増やしました。増やしたのでそれでいいとか、多ければそれでいいということではなく、事務局としては、これ以上書くことは難しくなります。それは、あとは運営面のこととなってくるからです。施設の運営の中でその機能を上げるかということとなりますので、そういった意味で基礎的な部分の確定をしていただいて、その上で運営の中でしっかりとご注文をいただいた内容をつたえていくことが重要と考えています。委員がいわゆる医療との関係は、決してここに直接反映をしているものではないと思いますが、今後の答申案内容をそのような視点からみていただいて、ご意見をいただければと考えています。

それから送迎に関するご意見を頂戴いたしました。これに関しましては、この施設は、送迎をしませんとはどこにもいっておりません。送迎をする方向では考えております。しかし、この時点では、送迎をする、しないは運営面での大きな柱のひとつになりますので、ここでは書きづらいなと思っていたところです。それと、〇〇委員が指摘されました送迎ができる、どうこうという文面のところですが、施設の運営面で送迎をすれば、おそらくご意見を頂いた部分については少しでも解消していくのではないかと考えます。ただメニューです。放課後等デイサービス事業の事業メニュー、プログラムがどのような内容であるかによっては、ご指摘のような話がでてくると、これは理解できます。もう一つは、〇〇委員がおっしゃられましたけれども、4ヶ所の事業所ですが、このような話ですけれども、影響しないというのは、それぞれ事業所の少ない定員のなかで、みんな殆ど待機をしている、取り合いみたいな形になっているということです。施設運営を開始するまでに

きちんと何であるかを把握していかないといいものがつくれないということになりかねます。ですので、運営面を含めた何もかも答申案に入れていきますと、束縛されてリアルタイムな運営ができないことにならないか、事務局でちょっと心配しております、ご指摘ありがとうございます。

【委員長】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。では、前回の宿題に対する回答をもとに具体的に検討事項（１）の新療育施設の役割と位置づけについて、２の新療育施設の事業メニュー及び人員配置について議論をしてみたいと思います。この内容が答申に含まれていくこととなりますので、よくご覧の上、ご検討をいただきたいと思います。では、この件につきまして事務局から説明を宜しくをお願いします。

【事務局】

資料２をもとに、ご説明をさせていただきます。第２回検討委員会の際に１の新療育施設の役割と位置づけ及び２の新療育施設が実施する事業メニュー、そして３として配置する職員についてという３つのことを議論して頂いた経過をもとに答申案までの、いうなれば、どのような内容であるかとぎゅっと絞った内容を確定案として事務局からこうでしたよねというように情報を提供させて頂きました。

《資料２に沿って、事務局より説明する》

【委員長】

どうもありがとうございました。ただ今、事務局のほうから検討事項（１）の①と②について、答申に含まれる確定案の原案として説明を頂きました。①の役割と位置づけにつきましては、前回の議論を受けて反映させた内容となっています。それから事業メニューにつきましては、前回から付け加えた部分がありまして、今日追加資料①として出てきました人材育成に関する事業をやるんだということで、アイウに加えてエとして、障がい児療育事業人材育成事業として４行程度でありますけれども、新しい施設では、これまでの事業に加えて人を育てるということもやっていくんだというお話でありました。その内に２つ重要なことを事務局は言われたと思うのですけれども、人員配置に関連して、人をたくさん増やせるだけ増やすわけにはいかない。ニーズはもちろんであるけれども、その内容が大事、これは財政的な問題もあるのかなと考えますが、あれも、これも出来るわけではないというお話だったように思います。一方で、人員配置について細かく説明がありましたけれども、事業の安定した運営に必要な最小人数の職員の配置を次のようにするということで、国の基準をもとにして、その通りにやるのではない、つまり、松阪市として国が定める基準ではだめだから、事業を安定して運営するためにプラスアルファの分も含めて、これだけの松阪オリジナルの基準でもってやるんだという。その２点ですね。１点目とその２点目を両立させるのは難しいのかもしれませんが、このような説明があったわけです。以上の内容が、いずれ答申案に含まれていくことになるのですけれども、このような内容で答申としてよろしいかどうか、委員の皆さんのご意見をいただ

きたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

どうぞ

【委員】

今委員長が言われたように、1回目、2回目の議論の内容で、このようなことを骨子に答申されるのでいいと思うのですが、一つだけ教えて欲しいのですが、このように障がい児の専門の施設を、これほど丹念に皆さんで議論を重ねて施設整備を考えていくということになりますと、中身が濃いいいますか、利用者さん、保護者さんのニーズに沿った施設が出来上がると思うのですが、そういうときに、余計なことかもしれませんが、松阪市を中心に考えていくわけですが、このような施設ができますと多分周辺の町の利用者さんが使わせて欲しい、相談させて欲しいということが十分考えられると思うのですが、そこらへんの守備範囲は松阪市と思うのですが、利用者さんの思いは、学校ではないので、事業ですので当然利用を希望されると思うのですが、そのときに、松阪市民ではないので利用できないというような心の狭いことになるのか、そうでなくて利用できるとなると、なんというのか、南勢地域で中核的な松阪市が周辺の町にこのようなことを考えているということをわざわざ説明することはないとは思いますが、県との調整などどのようなことになっているのかお聞かせいただければと思います。

【委員長】

ありがとうございます。今、ご質問があったことは、広域的な視点に立ってということだと思っておりますが、この場で回答できますか。

【事務局】

まず、松阪市以外の通所可能な地域からの利用者希望についてどうするかということですが、現在、松阪市療育センターでは、市外から現在4名、大紀町と明和町から来ていただいております。児童福祉法に基づく事業所指定ということで、当然、松阪市以外はだめですという言い方はできない。受け入れる余裕があれば受け入れるということとしております。今度の新しい施設におきましても、当然、引き継がれていくということになるものと考えています。但し、児童福祉法による受給者証をもっていることが前提となります。それともう一つ、市の単独事業の分野につきましては、あくまでも市の住民サービスという捉え方の中で考えられている事業ですから運営面での今後の検討課題となります。三重県との調整につきましては、県としては、建設していただくことについては特別になく、市の単独で行う部分については、コーディネート程度にとどまってしまう程度になる可能性もありますが、答申案にというよりも施設運営のほうで対応が必要となると考えています。

【委員長】

ありがとうございました。どうぞ。

【委員】

人情的には、他の市町の方を受けるといのはよくわかります。伊勢市と松阪市は現在

も受けていらっしゃるし、名張も受けています。その他の市は受けておりません。満床やからというのと納税をされていないという解釈をしているようです。鈴鹿の場合も受けていました。亀山市とか津市、員弁町とか、そういうところのお子さんを以前は受けていました。ただ、先ほど私が利用者数が多くなりますよといいましたが、肢体不自由児はそう増えないんです、ずっとみてきても鈴鹿でも療育にくる子は20人前後なんです。ところが発達障害の子どもさんを受け入れ始めた平成15年には20人だったのが、今180人になっているのです。ということはすぐにパンクするんです。そうすると他の市町のお子さんを受け入れられるかという、現実的には難しいと思います。ただ、松阪の位置というのがありますので、地域的なことを含めて、そこは松阪の中で考えていただくことになると思います。

例えば桑名市で、隣にいなべ市があっても、東員町があっても絶対に受けないんです。訓練の定員が余っていても受けません。そこは、はっきりと線をひいてあり、北西地区、津から北は大体そういうふうな形がおおいですけど、伊勢とか上野とか地域性のつながりがあるところは、それは切れないと思いますので、そのへんは考えていただけるといいのかなと思いました。それから、さっきあった事業の中で、ちょっと質問をさせていただくのですが、支援センターにされるわけですね、支援センターにされる中で、療育部門と放課後等デイのサービス事業と市単独でとおっしゃられたのですが、障がい児の保育園等訪問事業というのは、国の制度の中で保育所等訪問にて位置づけられているところがあるのですよね、それと障がい児の相談支援事業というのは、特定相談という枠で受け入れ枠が出来ると思うのです。ただ、単費で出さなくてはならない部分があるので、そのへんがどうかなということと、地域のデイサービスということで、放課後デイの話しがでましたけれども、療育センターはあくまで療育という看板をさげているので、ただ、預かりという部分だけでは難しいと思います。ただ、鈴鹿も今度、もし建て替えるのであれば、預かりの部分と、療育をきちっとするという部分の二本立てでいこうと考えています。そのへんをどういうふうに組み立てていくか、多分、四日市もこれから建てますので、津も建てますが、そのへんはいろんな問題の中で出てくるのかなと思いました。これだけの人材を確保することになれば、億単位の人件費がかかることとなるとと思いますので、そのへんで中身の充実がされていかないと、発達が気になる、情緒が気になるというお子さんが非常に多くなると思いますので、職員は戸惑うと思いますし、そのへんをきちんと造る前に整理されていったほうがいいのかなと感じました。

【委員長】

どうもありがとうございました。先ほどの回答でよろしかったでしょうか。

他にこの確定案の内容につきまして、ご意見は、ございますでしょうか。

【委員】

これは、私の捉え方が違っているのかもしれないのですが、栄養士さん、調理員さんが外部委託ということで、摂食指導と食事形態は密接に関係してくると思いますので、外部委託の内容をどのようにしていくのか、そのへんの対応をきちんとしていって欲しいと思います。

【委員長】

ありがとうございました。他にご意見は、

【委員】

すみません。市の総務部長をやらせていただいております〇〇と申します。市の財政を預かっておりますので、意見を申し上げます。

施設の内容、あるいは人員につきましては、専門の方、あるいは、利用されているの方がよくわかっていただいております、今回、前回に比べて人員が増えてきているということで、先ほど一億は運営に掛かってくるだろうと、市の財政を運営する立場からすると施設整備ということですのでそのときだけですけれども、毎年の運営費が非常に多く掛かってくるというのは、財政運営上、特に問題となるわけです。予算がないから少なくというわけではなく、きちんと市民に対しても説明していく責任があると思います。例えば国の基準よりも充実が必要なのか、あるいは、他市の同様の施設よりもどういうふうに充実をしたいということであれば、きちんとこれだけ掛かりますよということもいいながら、それは必要なことなんですよというような説明をしっかりとっていくようなものにしていただけるとありがたいかなと、そうでないとなかなか市民の理解も得られないかなと思いますので、堂々と必要性を主張して頂きたいというふうに思います。

【委員長】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等はございませんか。
よろしいでしょうか。

では、今ご指摘していただいたことについて、下付が必要なことについては市、意見として頂いた部分については、今後答申としてまとめていく間に、われわれ委員として答申をする立場として十分意を汲んだ上で答申案に関わっていきたいと思います。

それでは、時間もだいぶ長くなってきましたので、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

《休憩》

【委員長】

それでは、協議を再開いたします。事項書の2、(2)の新療育施設の規模・設備について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

新療育施設の規模、設備についてご説明させていただきます。これにつきましては、資料3をお願いします。

《資料3 に沿って事務局より説明》

《続けて、追加資料の図面により、下記のとおり説明する。》

それから、追加資料をご覧ください。地図にA・B・Cが書いてあります。これは、前回のように、建設予定地として、三重中京大学第5駐車場の図面に建設する場所として、

具体的な建設場所について、皆様で意見統一をいただけるとありがたいということで、事務局からお伺いをいたしたいと考えています。この広さは13397.33平米で、約1万3400平米とかなり広い敷地でございます。この駐車場をA・B・Cの3つに分けて、どこら辺がいいのかなということで、ご提案をさせていただきます。Aが変電所側、太い線が高压電線で24万7千ボルトが走っていて、高压電線の下のある一定の幅は施設等の建設ができません。駐車場敷地の建設が可能な場所としてA・B・Cを示させて頂きました。以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございます。いま事務局から、お手元の資料3に沿って、新療育施設の設備についての説明がございました。簡単に言いますと資料3の3ページ、4ページにあります国の基準に基づいて、お手元の資料2ページにある第1回の意見聴取会等での意見を反映させた上での提案ということになります。今事務局からの提案につきまして、委員の皆様から何かご意見、ご質問等はございませんか。

はい、どうぞ。

【委員】

資料の中で4ページ目のランチルームで、保護者交流室というのがありますが、一日療育センターを利用される時は、ご飯を食べられると思うのですが、特別支援学校のことを申し上げるのもどうかとは思いますが、子ども達の食事にテーブルとイスのほかに、ソファなどの少し柔らかいものを利用したり、車椅子で食べられる方、バギーで食べられる方もいらっしゃいますけど、中には先生が子どもの上半身を抱えて脚を伸ばして、膝の下に腰を置くような感じで、ソファでゆったりした感じで食事を摂られる方、特に重度の方は、ご飯の時間が長くなる方もいらっしゃるため、介護者側の負担や食べさせて頂いている当事者の方の負担を考えると、テーブル、イスでは少し難しく、ソファ等を2、3箇所配置いただくとありがたいと思います。

それから保護者交流室ということで、療育とか訓練の間に、保護者の方、お母さんがしゃべっている間に子どもが待っているということもあれば休むことができるようなゆったりしたスペースも必要だと思います。また、トイレ、シャワー室のことで、障がい児トイレというのはたくさんありますけれども、残念なことに利用がすごく難しいことが沢山あります。洗面台で手を洗うことでも、重度のお子さんで難しいことになってしまうと、お母さんとしてはタオルで拭こうか、ウェットティッシュで拭こうかということになってしまいますよね。それでも手はきれいになるのでいいのですが、しかし、この子の生活の中で、手を洗うということが一つ生活の中から消えてしまうことになるのです。成長期の3歳や6歳の子ども達の生活から手を洗うということがなくなることは、とても残念だと思うので、設備だけが大切ではないと思うのですが、重度のお子様にも設備がきちんと使いやすいうように準備していただければ、できることが、可能性が、大きく、たくさん増えてくると思うので、宜しくお願いします。

【委員長】

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

【委員】

知的の障がい者の子どもの視点から言わせていただくと、先ほどのランチルームの話にもありましたように、知的の子どもの中には、皆でざわざわとして食べるのが苦手なお子さんもいまして、特に未就学児の子がかなり音に対する過敏性のある子が多いのではないかと思いますので、ランチルームがほかにも、例えば防音室のような訓練が入らなければいいのですが訓練室のような、みんなで食べるというのは学校ですと理想かも知れませんが、摂食の指導を含めてということだと、子どもが安定して食べられるということが重要かとも思いますので、会議室でもあればとは思いますが、ランチルームは一つではなく、他にも落ち着いて食べられるような、会議室を使ってということでしたらあれなのですけれども、そういうふうな別に柔軟性をもって使える部屋があるといいなと思っています。あと、多動性の子どもが多いのと、注意欠陥の子どもが多いかとも思いますので、屋内でもそうですが、屋外におきまして、親が追いかけれないくらい素早い子どもがいると思いますので、危険回避の面で、特にこの建設場所はもう一旦外に出してしまうと結構危ないかなという、森の中に入ってしまうかなというイメージもありますので、その辺の安全管理のほうを、考えては頂くとは思いますがしっかりと頂きたいなと思います。

新しい学校が28、29年に出来る場所は、三重中京大学の体育館と書いてある所が新しく松阪の知的の子ども達の学校できる所ですが、その学校でもやはり一番は脱走する子どもにケガ、危険がないように議題があがっているくらいですので安全管理のほうを宜しくお願ひしたいと思っております。

【委員長】

どうも、ありがとうございました。他にご意見はございませんでしょうか。

【委員】

なかなかすごい施設が出来る様子ですが、基本は母子通園ですよね、18歳まで使うということだと、相当の天井の高さが必要であるとか、建物の強度、遊具の強度もそれに併せて必要になってくると思うのです。療育室ですとか、個別療育室もそうなのですが、全部吊り具があるとありがたいです。というのは、ゆれ具を必ず利用しますので、感覚のバランスの良くないお子さんがすごく多いと思うのです。その子達に必ず揺れ具を使ったことになると、遊具を吊る部屋、遊ぶ部屋というのは、必ず揺れ具が要りますが、絶えず吊っていくというわけにはいきませんから、どの部屋にも吊れるようにしていく必要があります。それから、発達気になるお子さんは、場面がすぐに変わらないといけないので、例えば療育室小が2部屋ありますけれども、鈴鹿では2部屋で1組10家族が使うという感じで5家族ずつが使うというイメージを持っていただけるといいと思います。そんなのが一つでは多分足りないと思います。ですから療育室の小が少なくとも4つはいると思います。それから各部屋に療育室もすべてそうですが手洗いが必要となります。そのときにお水だけ考えるのですが、水に対してすごく過敏なお子さんもいますので、お湯と水が混合のものがいるのかなと思いました。それから言語聴覚室ですが、言語聴覚士さんが4人いるのに部屋は2部屋となっていますので、ですから言語聴覚士さんは当初は2人でいかれるのか、あとでお部屋を増築されるのか、わからなかったです。その観察、

言語聴覚室もそうですが、相談室も必ず防音が必要となりますが、鏡をつけると防音になりません。モニターのほうが良いと思います。モニターで隣の部屋で見る、また、言語訓練室と言語訓練室は隣あわずに、その間に必ず観察室、モニター室として、相談室にもなりますし、活用範囲も広がりますので、そのほうが良いと思います。シャワーですが、鈴鹿でも失敗をしたのですが、シャワーは必要ですが、子供用のシャワーはつけないでください。低くて便利そうに見えるのですが、お湯が外に出てしまいます。トイレ自体も今は座ってするイメージがありますが、ウォシュレットをよく使いますので、使っても使わなくてもトイレにはウォシュレットが必要となります。手でふけない子ども達もたくさんみえますので、ただ、たくさんの装置があるものを付けないでください。必ずお湯がでることと、脱臭程度あれば良いと思います。それからトイレは必ず男女を別にして下さい。私、松阪市の身障センターに20年くらい通わせて頂いておりますが、あそのトイレは、男女別なんです。天井が続いているんです。ですから女性が入ったら常識のある方でしたら男性は通常は入れないです。だからそういうトイレは絶対作らないでください。それから、小便器も男の子たちには、立っておしっこをすることも教えておりますので、必ず立ってする子供用のトイレを設置して下さい。それから相談室ですが、心理士さんもいらっしゃるし、相談支援をしていかれるのですと、必ず相談室は必要となりますので、2室は最低限必要ですね。鈴鹿では、相談室がなく、私の部屋が相談室になっています。ここもマジックミラーでなくてモニターのほうが良いと思います。それから放課後デイサービスのお部屋のほうですが、必ず吊り具は必要となります。これは余分に作っておいても絶対に損はないと思います。但し頑丈なもので、造り付け土台から必ず作って下さい。後付でないもので必ずお願いします。後付のものは外れたりし、怪我をしたりすることもあります。ランチルームの件がたくさん出ていますけれども、子どもを下へ降ろすのではなくて、床に段差がある部屋を造って、介助者が楽に下ろせるようにして下さい。言い忘れてましたが、吊り具を必ずつけてくださいとお願いしたのは、胃ろうですとか腸ろうの子どもさんがランチルームが使えないときに、それがつるす役にもなりますし、いろいろなものを吊るということは、子ども達の視覚の刺激の点でも良いと思います。各部屋には必ず鍵をつけて下さい。それも両側から空けられる高い位置に鍵を置けるものと、しっかり施錠のできる鍵と1つの戸で2種類を施錠ができるが良いと思います。各戸の高い位置に鍵を置いておくのと、どうしても入って欲しくない部屋に施錠としての鍵をつけるのが必要です。それからあと、雨が降ったときということで、雨よけを出してもらおうようですが、一台くらいしか入れないような雨よけを造っても、来所するときは一度ですので、待っていると大変ですので、発達障害のお子さんは待ってみえるだけで、いやがってきます。ちょっと長めの天井をつけていただいてそこにうまく入れることが出来るような車寄せを造って頂いておくほうが良いのではと思いました。昨日、見せて頂いて、ざっと感じたことでしてそんな感じです。職員室は正直言って狭いと思います。私どもも懲り懲りしておりますので、なるべく職員室は広く取っていただいて、イスを引かなくては通れないようなことがないような広さを考えていただけるといいのかなと思います。また、職員用トイレと利用者用トイレを必ず別にして下さい。違うところに造ったほうが良いと思います。必ず男女別にして、そうしていただけるとありがたいかなという感じの希望です。お湯のこと絶対に忘れないでください。あと、エアコンの設定も重要です。暑いのも寒いのも苦手です。極端です。体温調整できない子も半分程度みえますので、どうしても空調設備は、き

ちんと年間を通じて使っていくこととなりますので、そのへんもお願いできるとういかと思います。意見として宜しく申し上げます。

【委員長】

ありがとうございました。

【委員】

この資料を頂きまして特に施設のことを見せて頂きまして、感心したというか、びっくりしたといいますか、こんなに沢山の部屋がいるのかと、必要性とか仕様とかはわかりませんので、それについてのコメントはできないですけれども、例えば、その他事項で、正面玄関の自動ドアの設置とされています。風邪が直接入らないように二重ドアというのはたいへんいいことだと思うのですけれども、自動ドアというのはどうなのかと、いう気がします。総務部長が先ほど言われましたランニングコストの意味からすれば自動ドアはある程度経過しますとよく故障をいたします。それと、埃だとか入りやすい、必要以上の時間が開いているわけです。従いまして、最近ではコンビニなんかでも、皆さんご存知だと思うのですが、以前は自動ドアの方が多かったのですけれども、今は、ドア式ですね。それともう一つは、中学校や小学校でも多分、自動ドアというは殆どないのではないかと思います。あったとしても非常に少ない。ということは、将来、障がいをお持ちの方が、社会に出た時にですね、ドアの前に立ったら、すーと開くんだということよりも、自然の状態の中で、どうやって開けばいいのか、安全に開けることができるのか、訓練にもなると思いますし、費用面から考えましても、私は普通のドアでいいのではないかなというふうに思いました。一つの例としてドアの件を申し上げました。以上です。

【委員長】

ありがとうございました。どうぞ

【委員】

折角のご意見ですが、私は、反対です。手も使えないお子さんが何人もいらっしやるのに、自動ドアがうんぬんという話ではないと思います。それで、うちの療育センターで工夫したのは、自動ドアの閉まるスピード、開くスピードを考えたんです。で、それがちゃんとできるのです。費用的なことをいわれると思うのですが、メンテナンスをきちんとしていれば、そんなに故障することはありません。ですから子ども達に開け方を教えることは、療育で教えなくても、教えるところはたくさんあります。幼稚園でもできます。保育園でもできます。でも子ども達が怪我をしないで出入りができることが大切になりますので、普通のドアでは、指を挟む、指を挟んでもいいやんか、それば経験になるやんかとおっしゃられればそれまでですが、そういった危険を伴うことは行政的な部分ではしていけないと思うのです。これば絶対自動ドアにさせていただくべきだと思います。ただ、風邪よけの二重ドアにするのかどうかは、風がすごいところとか、入り口の状態にもよると思いますし、温度は、エアコンの設備がありますので、それだけのお金を投じるということでも伺っていますし、私は、ここで、これだけのものが造りたいのだと伺っておりますので、今の委員さんの意見には反対をさせていただきます。

【委員長】

はい、ありがとうございました。いろいろなご意見があると思いますけれども、他にいかがでしょう。

【委員】

駐車場の件ですけれども、スロープの方を付けていただくことについては、はてなとなっておりますけれども、屋根付きの駐車場というのはすごくありがたくて、身障者スペースでスーパーにあるようなのは不便な点が沢山ありまして、草の実リハビリテーションセンターの身障スペースの駐車場は、駐車スペースと駐車スペースの間にもう一つ空間があり、そこに丁度バギーを置いて、子どもを乗せたりというのができるようになっていますのですけれども、そういう駐車スペースを何台も作っていただければと思います。それとスロープなのですけれども、療育センターに来る親御さんの子どもさんは、小さいので車両も特殊車両でなくて、一般車両に乗っている方が多いです。チャイルドシートに子どもが座って、バギーはトランクに置いてというように、結構、トランクに荷物を置いているのです。普通にバックで駐車すると、スロープがそのまま駐車場に着けてもらっていると、手すりでもトランクが開かないので、一旦前を出して、バギーを下ろして、子どもをバギーに乗せて、さげればいいのですけれども、その間、子どもをバギーに置いておくか、迷惑を覚悟で、一旦、子どもを中に入れて預かってもらってというように、どちらかを選択しなくてはならないので、直接、スロープへいける駐車スペースもいるとは思いますが、そうでないスロープがちょっと離れていても手すりが邪魔せず、トランクを開けることができる駐車スペースも必要だと思いますので、ぜひとも、そういった駐車スペースを何台か分はお願いしたいと思います。以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいですか。では、これまでいろんな意見が出されました。事務局には、本日出た意見について、対立する意見も一部ございましたけれども、それらを精査し、なおかつ、できれば優先順位を付けて、要するに必ずやらなくてはいけないこと、できればやった方がよいことを、出来ればノウハウも整理したうえで、次回、原案の提示をお願いできればと思っております。それでは、検討課題についての審議はこれにて終了させていただきます。それでは、事項書の3、その他の事項について事務局よろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。実は申し訳ございません。3のその他の事項に入らせていただく前に、一点だけ皆様にご提示させていただきたいと思っております。本日追加資料で、②というのを提出させていただいております。これは、答申案をこんな形で、こういう項目でということで、今からこのような形で準備をいたしたいと思っております。ご了解をいただければと思っております。

《追加資料②に沿って、事務局より説明》

それでは、3のその他事項でございますが、

《事項書のその他事項書に沿って、事務局より説明》

(1) 第2回新療育施設を考える集い（市民意見聴取会）について

日時：平成25年10月27日（日）午後1時30分から

場所：松阪市産業振興センター3階研修ホール

内容：新療育施設の内容について

※委員の皆様には事務局よりチラシの配布を依頼する。

※時間の都合がつけば委員の皆様の出席を依頼する。

(2) 次回検討委員会の日程について

日時：平成25年10月17日（木）午後1時30分から

場所：橋西地区市民センター 大会議室

【委員長】

ありがとうございました。この際ですので委員の皆様から何かございませんでしょうか。

【委員】

10月27日のワークショップをされて意見の聞き取りをされるということは、そのことによって、この協議の内容が変わる可能性があるということでしょうか。

【委員長】

はい、ありがとうございました。事務局お願いします。

【事務局】

ありがとうございます。27日の市民意見聴取会等で頂いた意見で、すぐに答申案を修正するのでなくて、そのあとの検討委員会で、皆様の議論を煩わしいというふうに思っています。10月27日の意見聴取会を終わりますと、次の検討委員会は、11月21日が第5回目の検討委員会ですので、その日にその内容をご審議いただきたく思っております。意見聴取会で聞いた意見で、そのまま答申案を変更するのでなくて、皆様の確認、議論をしていただいて、その結果をもって答申案としたいと事務局としては考えておりますが、よろしいでしょうか。なお、申し訳ございませんが追加の説明をさせていただきたいと思っております。前回も申し上げましたが、10月の27日を挟みまして、10月21日から約10日間、パブリックコメントを組むことになっております。10日の間、ホームページで掲載してまいりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。また、保護者の方、特別支援学校に通って見えるお子さんの保護者の方、あるいは市内の特別支援学級に通って見えるお子さんの保護者の方、幼稚園、保育園等の支援の必要なお子さんの保護者の方、療育センターに通所する保護者の方との意見交換の機会を11月に入ってからになります。意見交換会を開催させていただきたいと考えておりますので、また、保護者の方には、ご協力をお願いするこ

とになると思います。よろしくお願いいたします。

【委員長】

はい、ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

【委員】

すみません。10月27日のチラシの件ですけれども、保育園にも配布していただければと思うのですが。

【委員長】

ありがとうございました。他にありませんか。

【委員】

先ほど事務局の方からご説明のあったように、特別支援学級の保護者の方との懇談会を開きたいとおっしゃいましたが、市内には聾学校がありません。でも聾学校に通っている子どもさんもいらっしゃるのです、その保護者の方というのはどうでしょうか。

【委員長】

ありがとうございました。この点についてはどうでしょうか。

【事務局】

まず、聾学校に通ってみえる子どもさんの親御さんを交えてということにつきましては、10月27日の市民意見聴取会へのご参加をいただくことがいいのかなと、まず、一つあります。そこを中心に考えていただくか、もしくは、委員がどうしてもというご意見をお持ちであれば、言っていただければ事務局の方で設定を考えさせていただきますので、いかがでしょうか。

【委員】

改めて事務局と相談をしたいのですが、よろしいでしょうか。

【事務局】

はい、結構ですので、事務局のほうでも考えていきたいと思います。

【委員】

お願いします。

【委員長】

はい、ありがとうございました。他に、よろしいでしょうか。

では、事務局最後に、その他のその他は、ありませんか。

はい、では以上をもちまして、第3回松阪市障がい児療育施設整備検討委員会を閉会とさせていただきます。長時間に渡りまして、ありがとうございました。

以 上